



子育て 優待カード 事業始まる

～対象は18歳未満～

未来の日本を担う子どもたち！その子どもたちを
みんなで支えていく「子育て優待カード事業」が4月1日から始まりました。
県内では、袋井市が最初の取り組みになりますが、順次、各市町でも実施していきます。
協賛店舗・施設の皆さんと協力して、この事業を積極的に推進していきます。

問④しあわせ推進課子ども係 ☎44-3120 ④福祉課福祉係 ☎23-9213

子育てを地域の
みんなで支えます

静岡県と袋井市では、次の「子育て優待カード事業」に取り組みます。地域が一体となって、子どもを育てていく環境の整備や機運づくりを始めます。

子育てが一体となって支援する機会を高めていきます。子育ての孤独感をなくし、子育て家庭が安心できる環境を作っていきます。子どもと保護者との触れ合いを深める機会を提供していきます。

子育て優待カード
事業って何？

18歳未満の子どもがいる方や妊娠中の方が対象

子育て優待カード配布対象
市内在住で18歳未満の子どもがいる保護者や妊娠中の方

配布方法 18歳未満の子どもがいる世帯：世帯主あてに市が委託した業者が配送

しました。届いていない世帯の方は、しあわせ推進課子ども係までお問い合わせください。

第1子を妊娠中の方：袋井・浅羽保健センターで「母子健康手帳」を受け取る時に「子育て優待カード」を渡します。

3月26日以前に「母子健康手帳」を受け取った方は、お手数ですが、市役所または、支所へお申し出ください。

受渡場所 市役所1階しあわせ推進課子ども係・支所1階福祉課福祉係（）

持ち物 母子健康手帳
（）妊娠中で、市役所や支所での手続きが困難な方は、母子健康手帳をお手元にご用意のうえ、電話でしあわせ推進課子ども係までお申し込みください。後日郵送します。



優待カードが
届いたら

「子育て優待カード（A4版）」と一緒に、「協賛店舗・施設一覧表」、「利用方法」を配ります。

名前を書いて切り取る 子育て優待カードの裏面に
お子さんの氏名、生年月日を記入して、切り取ってくださいます。

有効期限 平成22年3月31日(水)利用方法 18歳未満のお子さんと保護者が一緒に店舗や施設に行き、カードを提示してください（県内の協賛店舗・施設で利用できます）。

妊娠中の方は、「母子健康手帳」の提示を求められる場合があります。母子健康手帳を持参してください。

ステッカー 子育て優待カードを利用できる協賛店舗・施設には、ステッカー（左）がはつてあります。



このステッカーが目印です

県内の各市町でも
始まります

子育て優待カードは、県内の子育て優待カード事業を行っている市町で使うことができます。

袋井や他市町の協賛店舗・施設は、市ホームページ（http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/）、「各種行政情報」や「しずおか子育て優待カード協賛店舗・施設一覧」をご覧ください。

「子育て優待カード協賛店舗・施設一覧表」は市役所1階しあわせ推進課子ども係や支所1階福祉課福祉係などで配布しています。

協賛店舗・施設を
募集しています

子育て家庭と一緒に支援できるお店などを募集しています。

特典内容 割引やポイントの割増、優待券の配布、飲み物のサービスなど自由に設定してください。

申込方法 市役所1階しあわせ推進課子ども係または、世推課子ども係または、支所1階福祉課福祉係、袋井商工会議所、浅羽町商工会にある申込用紙に必要事項を記入して、ファクスまたは、郵送でお申し込みください。

お問い合わせ推進課子ども係
☎44 3120
FAX 43 6285
TEL 43 78666
袋井市役所

お父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃん、お子さんと一緒に外出しよう!

